都市研究部
港湾・沿岸海洋研究部
空港研究部
（企画部の所掌事務）
第十三条　企画部は、次に掲げる事務（管理調整部及び港湾情報化支援センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一～十六　（略）
（管理調整部の所掌事務）
第二十条　管理調整部は、次に掲げる事務（国土交通省組織令第百九十四条第一項各号に掲げる事務のうち国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第五十七号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第百一号、第百二号並びに第百九号（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）の整備及び保全に係るものに限る。）に掲げる事務に係るもの（以下「港湾空港関係事務」という。）に関することに限る。）をつかさどる。
一・二　（略）
三　国土技術政策総合研究所の所掌事務に関する総合調整に関すること。
四～九　（略）
十　調査、研究及び開発に関する基本的な企画及び立案に関すること（港湾情報化支援センターの所掌に属するものを除く。）。
十一　（略）
十二　調査、研究及び開発に関する成果の普及に関すること（港湾情報化支援センターの所掌に属するものを除く。）。
十三　調査、研究及び開発並びに技術に関する指導の受託に関すること（港湾情報化支援センターの所掌に属するものを除く。）。
十四　情報の収集、整理及び提供に関すること（港湾情報化支援センターの所掌に属するものを除く。）。
十五　（略）
（削る）
十六～十八　（略）

都市研究部
沿岸海洋・防災研究部
港湾研究部
空港研究部
（企画部の所掌事務）
第十三条　企画部は、次に掲げる事務（管理調整部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一～十六　（略）
（管理調整部の所掌事務）
第二十条　管理調整部は、次に掲げる事務（国土交通省組織令第百九十四条第一項各号に掲げる事務のうち国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第五十七号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第百一号、第百二号並びに第百九号（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）の整備及び保全に係るものに限る。）に掲げる事務に係るもの（第六十八条において「港湾空港関係事務」という。）に関することに限る。）をつかさどる。
一・二　（略）
三　総合調整に関すること。
四～九　（略）
十　調査、研究及び開発に関する基本的な企画及び立案に関すること。
十一　（略）
十二　調査、研究及び開発に関する成果の普及に関すること。
十三　調査、研究及び開発並びに技術に関する指導の受託に関すること。
十四　情報の収集、整理及び提供に関すること。
十五　（略）
十六　情報システムの整備及び管理に関すること。
十七～十九　（略）
（情報・施工システム研究官）
第二十条の二　管理調整部に、情報・施工システム研究官一人を置く。
2　情報・施工システム研究官は、次に掲げる事務を整理する。
一　次に掲げる事項の総合調整に関すること。
イ　港湾の利用に係る情報システムに関する調査、研究及び開発に関する事項
ロ　港湾、航路及び港湾に係る海岸並びに空港等の整備及び保全に関する工事の積算基準、施工基準その他の工事の実施に関する事項に関する調査、研究及び開発に関する事項
ハ　港湾、航路及び港湾に係る海岸並びに空港等の整備及び保全における情報通信技術に関する調査、研究及び開発に関する事項
二　港湾の利用に係る情報システムに関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
三　港湾の利用に係る情報システムの整備及び管理に関すること。
四　港湾の利用に係る情報システムに関する国際機関との連絡及び国際協力に関すること。